

下野市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成31年3月25日策定

令和4年2月25日改正

令和5年3月27日改正

令和7年2月26日改正

下野市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

本市においては、栃木県中南部に位置する平坦な地域で、市内及び隣接市町への工業団地の立地並びに交通網の発達によるベッドタウン化等社会経済の進展と共に兼業化が進み、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。

また、農業就業人口の高齢化や減少に伴って、担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積及び新規参入の促進を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

そのために法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、下野市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を次のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する栃木県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する下野市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検討・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A) ※	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和6年3月)	3,780ha	33.0ha	0.87%
3年後の目標 (令和9年3月)	3,750ha	23.0ha	0.61%
10年後の目標 (令和16年3月)	3,680ha	0.0ha	0.00%

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

(ア) 農業委員と推進委員のチーム制による利用状況調査と利用意向調査の実施について、協議・検討し調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農林振興局長連盟通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

(イ) 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を図る。

(ウ) 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳を公表する。

イ 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを促進する。

ウ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化に努める。

エ 事業の活用について

遊休農地再生支援事業（県単補助事業）を活用し、遊休農地の解消に努める。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A) ※	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和6年3月)	3,780ha	2,204ha	58.31%
3年後の目標 (令和9年3月)	3,750ha	2,426ha	64.69%
10年後の目標 (令和16年3月)	3,680ha	2,944ha	80.00%

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積

【目標設定の考え方】

「国：農林水産業・地域の活力創造プラン」、「栃木県：農業経営基盤強化の基本方針」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率は80%を目標とする。

(2) 担い手への農地利用の集積に向けた具体的な推進方法

ア 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに協力する。

イ 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、次のとおりリスト化を行い、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

- (ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地
- (イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地
- (ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等

ウ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

エ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人・法人）
現 状 (令和6年3月)	3 経営体
3年後の目標 (令和9年3月)	9 経営体
10年後の目標 (令和16年3月)	23 経営体

※ 現状は令和5年度における新規参入者数

※ 単年度の新規参入者数を過去平均より2経営体と見込み、目標の数値は累計

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 関係機関との連携について

県・農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の借入れ意向のある担い手となる農業者や新規参入希望者（法人含む。）の把握に努め、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

イ 新規就農フェア等への参加について

市、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

ウ 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

エ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

下野市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、下野市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用への働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力